宮古市の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 令和4年度の人件費率
R5年度	人 46,866	千円 34,690,355	千円 1,758,649	千円 5,569,908	% 16.1	% 15.4

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
R5年度	人 522	千円 2,073,728	千円 376,358	千円 760,607	千円 3,210,693	千円 6,151	千円 5,743

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数については、令和５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

（3）ラスパイレス指数の状況

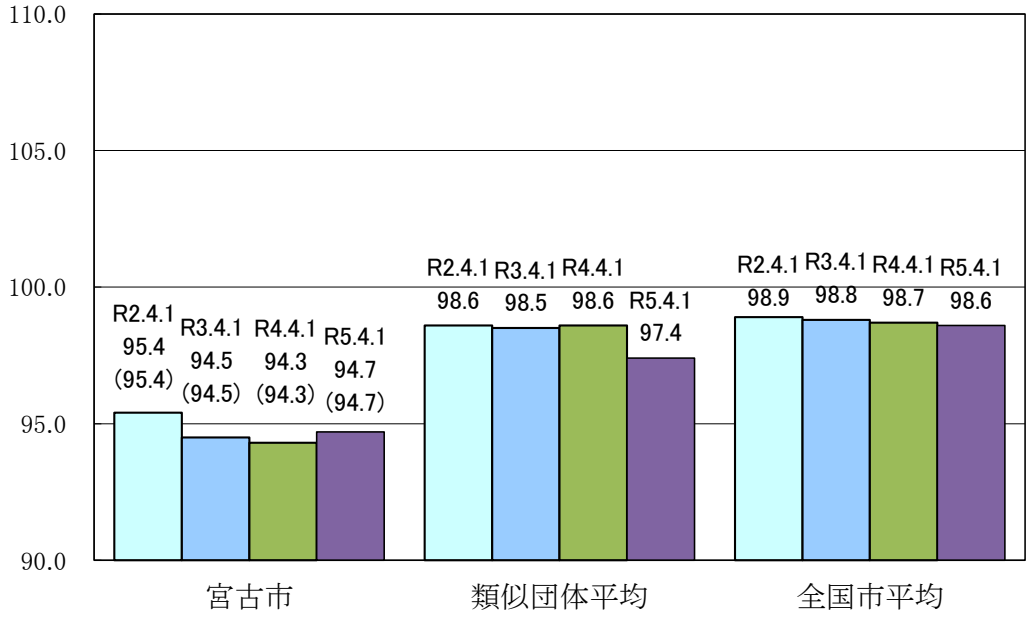

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2　()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
※宮古市の類似団体区分の類型は、令和5年4月1日から変更となりました。

※　令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

（４）給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)	
年度	円	円	円 (　　%)	%	%

(参考) 国の改定率
1.1　%

(注)　「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額であ
(注)　宮古市は、人事委員会を設置していない団体であるため、未記載。

②特別給(期末・勤勉手当)

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)	
年度	月	月	月	月	月

(参考) 国の年間 支給月数
4.5　月

(注)　「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。
(注)　宮古市は、人事委員会を設置していない団体であるため、未記載。

（５）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引き下げおよび地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［ 実施 　未実施　］

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)
国の見直しを踏まえ、平均2%の引き下げをH28.4.1に改定実施。当面の間、経過措置(現給保障)を実施。

(内容)

②地域手当の見直し

(支給割合)
級地は非該当であるが、医師及び歯科医師は国準拠で16%
(実施時期)
医師及び歯科医師は国準拠

③その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成28年4月1日実施)

（６）特記事項

1. 平成17年6月6日、1市1町1村の新設合併（宮古市、田老町、新里村）
2. 平成22年1月1日、川井村を編入合併

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
宮古市	43.8　歳	320,737　円	395,996　円	341,453　円
岩手県	－　歳	－　円	－　円	－　円
国	42.1　歳	323,823　円	405,378　円	－　円
類似団体	－　歳	－　円	－　円	－　円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B
宮古市	歳 53.8	人 58	円 292,714	円 317,019	円 301,631	－	－	－	－
うち 清掃職員	歳 －	人 0	円 0	円 0	円 0	廃棄物処理業従業員	歳 －	円 －	－
うち 用務員	歳 52.3	人 16	円 308,088	円 328,334	円 317,756	用務員	歳 －	円 －	－
うち 自動車運転手	歳 53.3	人 19	円 287,511	円 323,201	円 299,011	自動車運転手	歳 －	円 －	－
うち その他	歳 55.1	人 23	円 286,317	円 304,041	円 292,578	－	歳 －	円 －	－
岩手県	歳 －	人 －	円 －	円 －	円 －	－	－	－	－
国	歳 51.2	人 1,829	円 288,144	円 330,553	－	－	－	－	－
類似団体	歳 －	人 －	円 －	円 －	円 －	－	－	－	－

区　分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
宮古市	円 5,167,682	—	—
うち 清掃職員	円 0	円 —	—
うち 用務員	円 5,362,597	円 —	—
うち 自動車運転手	円 5,267,124	円 —	—
うち その他	円 4,947,746	円 —	—

※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。

※　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※　年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）１　「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		宮 古 市	岩 手 県	国
一般行政職	大 学 卒	188,800 円	－ 円	196,200 円
	高 校 卒	167,900 円	－ 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	170,300 円	－ 円	－ 円
	中 学 卒	156,500 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,788 円	338,700 円	374,731 円	392,633 円
	高 校 卒	216,800 円	298,000 円	344,550 円	376,150 円
技能労務職	高 校 卒	228,500 円	280,467 円	303,100 円	311,125 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7　級	部長	人 14	% 4.0	円 365,500	円 446,200
6　級	課長･主幹	人 31	% 8.7	円 323,100	円 411,300
5　級	副主幹	人 64	% 18.0	円 295,400	円 394,000
4　級	係長･主査	人 105	% 29.6	円 271,600	円 382,000
3　級	主任	人 65	% 18.3	円 240,900	円 351,000
2　級	主事	人 33	% 9.3	円 208,000	円 305,200
1　級	主事	人 43	% 12.1	円 162,100	円 249,400

（注）１　宮古市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

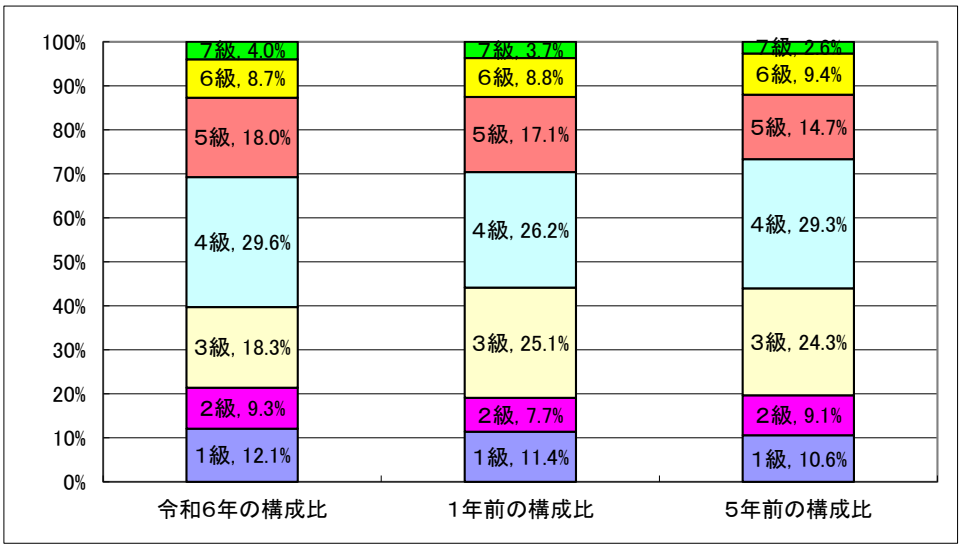

（注）平成１８年に９級制から７級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））　（令和６年４月１日現在）

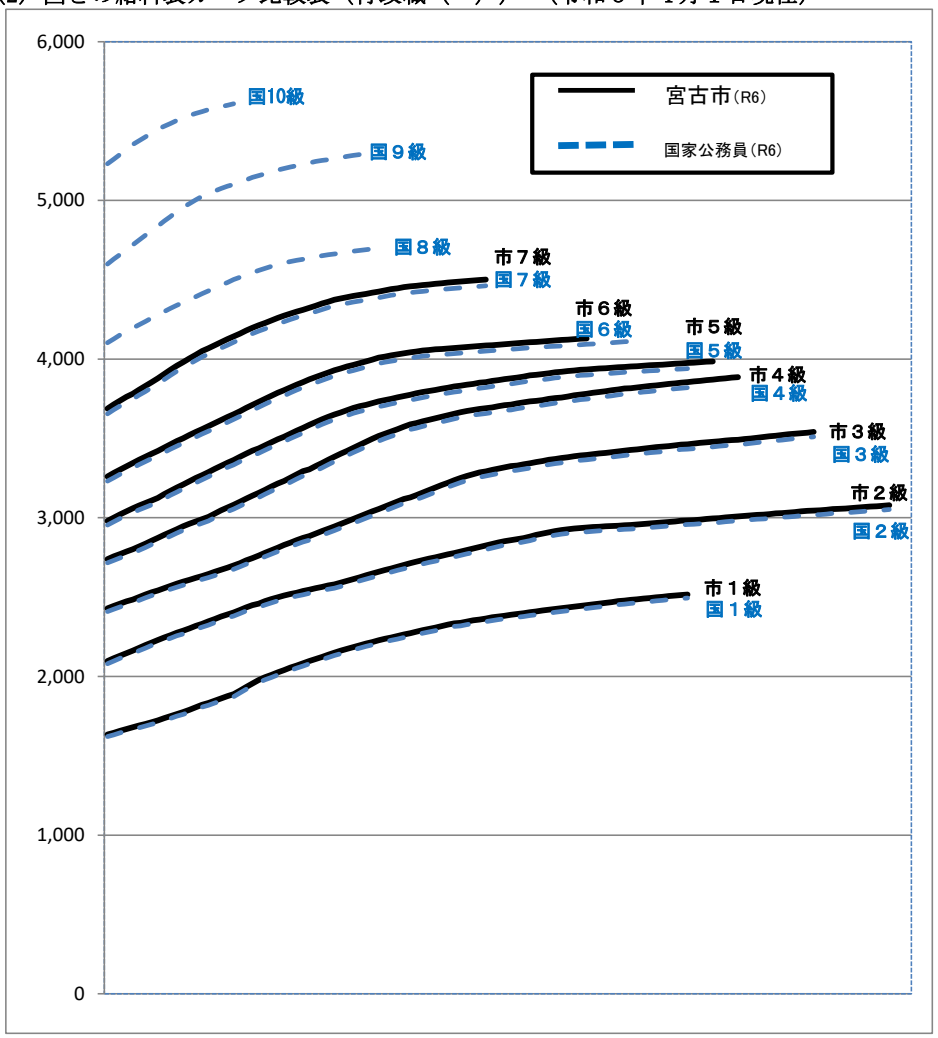

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ　人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宮　古　市	岩　手　県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,544　千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) － 千円	―
(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.475　月分　2.025　月分 (1.375)月分　(0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 －　月分　－　月分 (　－　)月分　(　－　)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.450　月分　2.050　月分 (1.375)月分　(0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20% 管理職加算　15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20% 管理職加算　10～25%

（注）1　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ　人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和６年４月１日現在）

宮古市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	1,438 千円	20,906 千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

（令和６年４月１日現在）

支給実績(令和5年度決算)			3,526 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			1,175,280 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	0 人	20 %
大阪市	16 %	0 人	16 %
名古屋市	15 %	0 人	15 %
福岡市	10 %	0 人	10 %
仙台市	6 %	0 人	6 %
札幌市	3 %	0 人	3 %
医師及び歯科医師	16 %	3 人	16 %

(4) 特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績(令和5年度決算)			21,690 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			117,241 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			31.5 %	
手当の種類(手当数)			13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務担当職員	市税の賦課・徴収業務	796 千円	月額 2，200円
防疫作業手当	右記業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症の患者等に接する業務	2,938 千円	患者等に接する場合 日額4，000円 それ以外の場合 日額 3，000円
社会福祉業務手当	福祉事務所の現業を行う職員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司	ケースワーカーの業務	1,209 千円	月額 6，500円
社会福祉施設勤務手当	保育所、児童館に勤務する職員	児童の養護に関する業務	1,779 千円	月額 2，100円
医師手当	診療所の医師、歯科医師	診療、検診、病理、細菌の検査等の業務	8,640 千円	月額 所長 240，000円 副所長 150，000円
夜間看護等手当	診療所に勤務する看護師、准看護師等	深夜の看護業務	0 千円	1回につき 4時間以上 3，550円 2時間～4時間未満 3，100円 2時間未満 2，150円
医学研究手当	診療所の医師、歯科医師	医事に関する調査及び試験研究業務	5,440 千円	月額 医師 500，000円以内 歯科医師 150，000円以内
往診手当	診療所に勤務する医師、看護師、介助者	往診業務	329 千円	医師 往診料の50／100 看護師、介助者 往診料の10／100
死体処理手当	福祉事務所の現業を行う職員、感染症の防疫に従事する職員、診療所の看護師、補助者	行旅死亡人、感染症等による死亡者の処理、診療所等での死亡者の処置業務	0 千円	1体につき 行旅死亡人、感染症等の死亡者の処理 1，700円 診療所等での死体の処置 1，500円
特殊自動車運転手当	運転技士	特殊自動車の運転業務	101 千円	日額 作業時間3時間以上 250円 作業時間3時間未満 125円
滞納処分従事手当	税務担当職員	市税の滞納処分業務	83 千円	1件につき 330円
用地買収交渉手当	右記業務に従事した職員	用地買収のための交渉業務	4 千円	日額 180円
保健業務手当	保健師、看護師、准看護師	保健、予防業務	371 千円	月額 1，200円

※実績については派遣職員への支給分を除き計算したものである。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	230,089 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	429 千円
支給実績(令和4年度決算)	240,756 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	429 千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

※実績については派遣職員への支給分を除き計算したものである。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額6,500円 2 子 1人につき月額10,000円 3 父母等 1人につき月額6,500円 ＊16歳から22歳までの子には、5,000円が加算される。	同じ	―	56,783 千円	249,050 円
住居手当	借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27,000円まで	異なる	国: 家賃が月額16,000円を超える場合に、月額28,000円まで	29,987 千円	270,149 円
通勤手当	1 交通機関等利用者運賃等に応じ月額75,000円まで 2 自家用車等利用者通勤距離に応じ月額51,500円まで	異なる	交通機関等利用者の限度額並びに自家用車等利用職員の通勤距離区分と支給額	41,384 千円	96,917 円
宿日直手当	宿日直1回につき 医師 21,000円 医師以外の診療所勤務職員 5,300円 その他の職員 4,400円	同じ	―	2,486 千円	8,816 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の135／100	異なる	国: 勤務1時間当たりの給与額の算定に、初任給調整手当、月額で定められる特殊勤務手当を含まない。	2,570 千円	20,396 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、夜間に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の25／100	同じ	―	0 千円	0 円
管理職手当	部長 62,100円 課長 49,100円 診療所長、同副所長 58,300円～68,400円		国: 俸給の特別調整額として支給	30,763 千円	640,902 円
管理職員特別勤務手当	管理職の職員が、臨時・緊急等の必要により週休日・休日に勤務した場合 部長 7,000円 課長 6,000円	同じ	―	6 千円	6,000 円
災害派遣手当	災害応急対策、災害復旧のため、国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 1日につき3,970円～6,620円			0 千円	0 円
初任給調整手当	医師、歯科医師として新たに採用された職員に対して支給 月額414,800円以内	異なる	国: 医療(一)の適用者以外も対象となりうる	10,248 千円	3,415,900 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給 月額30,000円(交通距離により加算有り)	同じ	―	456 千円	456,000 円

※災害派遣手当を除く実績については派遣職員への支給分を除き計算したものである。

５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額
給料	市区町村長	830,000 円 (－ 円)	989,000 円／ 597,800 円
	副市長	670,000 円 (－ 円)	816,000 円／ 522,400 円
報酬	議長	401,000 円 (円)	580,000 円／ 332,000 円
	副議長	339,000 円 (円)	510,000 円／ 290,000 円
	議員	320,000 円 (円)	480,000 円／ 260,000 円
期末手当	市区町村長 副市長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分	
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 3.40 月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×40.38/100×在職月数	(1期の手当額) 16,087,392円	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×23.28/100×在職月数	7,486,848円	任期毎
	備考		

(注) １　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数 令和5年	職員数 令和6年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	6	1	業務配分、職員配置見直しによる増
		総務	135	136	1	職員配置見直しによる増
		税務	29	30	1	定額減税等対応職員配置見直しによる増
		労働	0	0	0	
		農水	31	32	1	水産部門業務、職員配置見直しによる増
		商工	28	32	4	産業振興部門管理職配置による増
		土木	68	65	-3	職員配置見直しによる減
		民生	123	122	-1	保育士職員減
		衛生	38	39	1	
		計	457	462	5	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 98.58 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 72.92 人)
	教育部門		65	64	-1	職員配置見直しによる減
	消防部門		0	0	0	
	小計		522	526	4	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 112.23 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 90.92 人)
公営企業等会計部門	病院		22	22	0	
	水道		24	23	-1	水道部門全体業務、配置見直しによる減
	下水道		9	10	1	水道部門全体業務、配置見直しによる増
	その他		26	25	-1	
	小計		81	80	-1	
合計			603 [695]	606 [695]	3 [0]	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 129.30 人

(注) １　職員数は一般職に属する職員数である。
２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

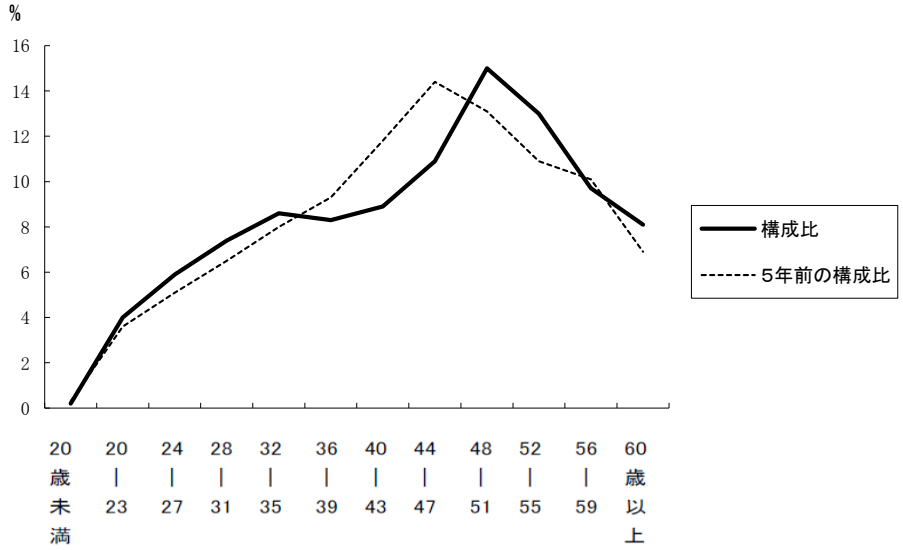

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 24	人 36	人 45	人 52	人 50	人 54	人 66	人 91	人 79	人 59	人 49	人 606

(3)職員数の推移

（単位:人･%）

部門別＼年度	平成３１年	令和２年	３年	４年	５年	６年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	452	454	453	463	457	462	10　　2.2
教育	70	68	65	62	65	64	▲ 6　（▲ 8.6%）
消防							
普通会計計	522	522	518	525	522	526	4　　0.8
公営企業等会計計	90	85	85	85	81	80	▲ 10　（▲ 11.1%）
総合計	612	607	603	610	603	606	▲ 6　（▲ 1.0%）

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
　　２　平成27年より教育長は含まない。
　　２　平成２１年は宮古市、旧川井村の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) R4年度の総費用に占める職員給与費比率
R5年度	千円 2,144,303	千円 196,041	千円 151,427	% 7.1	% 7.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
R5年度	人 24	千円 97,424	千円 15,860	千円 38,143	千円 151,427	千円 6,309

(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,018

(注) 1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数は、令和６年３月３１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項

1．平成20年4月1日より公共下水道事業の公営企業化等により上下水道部と水道事業所が統合し、新しい上下水道部組織となりました。
2．平成22年1月1日、川井村を編入合併

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
水 道 事 業	51.2　歳	347,379　円	554,608　円
団 体 平 均	45.7　歳	335,310　円	500,619　円
事　業　者	－　歳		－　円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

水道事業	宮古市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,589　千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,544　千円
(令和5年度支給割合) 期末手当　2.475　月分　(　1.375　)月分 勤勉手当　2.025　月分　(　0.975　)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　2.475　月分　(　1.375　)月分 勤勉手当　2.025　月分　(　0.975　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15%

(注) (　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和６年４月１日現在）

水道事業			宮古市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	－　千円	－　千円	1人当たり平均支給額	1,438　千円	20,906　千円

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当

（令和６年４月１日現在）

該当手当なし

エ　特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和5年度決算）			163　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			32,682　円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			20.8　%	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
滞納処分手当	右記業務に従事した職員	給水の停水処分、滞納料金の徴収業務	111　千円	1件　330円
劇薬物取扱手当	右記業務に従事した職員	劇薬物を取り扱う業務	52　千円	1日　200円
用地買収交渉手当	右記業務に従事した職員	用地買収のための交渉業務	0　千円	日額　180円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	7,460　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	355　千円
支給実績（令和4年度決算）	5,884　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	267　千円

（注）1　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和６年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	1　配偶者　月額6，500円 2　子　　1人につき月額10，000円 3　父母等　1人につき月額6，500円 ＊16歳から22歳までの子には、5，000円が加算される。	同じ	―	2,910　千円	207,821　円
住居手当	借家・借間居住者 月額12，000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27，000円まで	同じ	―	1,598　千円	319,500　円
通勤手当	1　交通機関等利用者運賃等に応じ月額75，000円まで 2　自家用車等利用者通勤距離に応じ月額49，300円まで	同じ	―	1,705　千円	81,167　円
宿日直手当	宿日直1回につき 4，400円	同じ	―	0　千円	0　円
休日勤務手当（再掲）	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の 135／100	同じ	―	64　千円	10,716　円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、夜間に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の 25／100	同じ	―	0　千円	0　円
管理職手当	部長　62，100円 課長　49，100円	同じ	―	1,924　千円	641,200　円
管理職員特別勤務手当	管理職の職員が、臨時・緊急等の必要により週休日・休日に勤務した場合 部長　7，000円 課長　6，000円	同じ	―	0　千円	0　円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給 月額30，000円（交通距離により加算有り）	同じ	―	0　千円	0　円

(2)　下水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) R4年度の総費用に占める職員給与費比率
R5年度	千円 2,426,321	千円 121,724	千円 54,654	% 2.3	% 2.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり 給与費　B/A
R5年度	人 9	千円 34,934	千円 6,270	千円 13,450	千円 54,654	千円 6,073

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 5,936

(注) 1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数は、令和６年３月３１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項

1．平成20年4月1日より公共下水道事業の公営企業化等により上下水道部と水道事業所が統合し、新しい上下水道部組織となりました。
2．平成22年1月1日、川井村を編入合併

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
下 水 道 事 業	48.9　歳	330,422　円	508,994　円
団 体 平 均	44.3　歳	330,766　円	493,186　円
事　業　者	－　歳		－　円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

下水道事業	宮古市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,445　千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,544　千円
(令和5年度支給割合) 期末手当　2.475　月分　(　1.375　)月分 勤勉手当　2.025　月分　(　0.975　)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　2.475　月分　(　1.375　)月分 勤勉手当　2.025　月分　(　0.975　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15%

(注) (　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和６年４月１日現在）

下水道事業			宮古市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	ー　千円	ー　千円	1人当たり平均支給額	1,438　千円	20,906　千円

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当

（令和６年４月１日現在）

該当手当なし

エ　特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0　円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			―　％	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
滞納処分手当	右記業務に従事した職員	給水の停水処分、滞納料金の徴収業務	0　千円	1件　330円
劇薬物取扱手当	右記業務に従事した職員	劇薬物を取り扱う業務	0　千円	1日　200円
用地買収交渉手当	右記業務に従事した職員	用地買収のための交渉業務	0　千円	日額　180円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	3,545　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	394　千円
支給実績（令和4年度決算）	3,205　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	356　千円

（注）1　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和６年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	1　配偶者　月額6，500円 2　子　　1人につき月額10，000円 3　父母等　1人につき月額6，500円 ＊16歳から22歳までの子には、5，000円が加算される。	同じ	―	1,054　千円	175,623　円
住居手当	借家・借間居住者 月額12，000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27，000円まで	同じ	―	576　千円	288,196　円
通勤手当	1　交通機関等利用者運賃等に応じ月額75，000円まで 2　自家用車等利用者通勤距離に応じ月額49，300円まで	同じ	―	901　千円	100,100　円
宿日直手当	宿日直1回につき 4，400円	同じ	―	0　千円	0　円
休日勤務手当（再掲）	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の135／100	同じ	―	31　千円	15,565　円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、夜間に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の25／100	同じ	―	0　千円	0　円
管理職手当	部長　62，100円 課長　49，100円	同じ	―	0　千円	0　円
管理職員特別勤務手当	管理職の職員が、臨時・緊急等の必要により週休日・休日に勤務した場合 部長　7，000円 課長　6，000円	同じ	―	0　千円	0　円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給 月額30，000円（交通距離により加算有り）	同じ	―	0　千円	0　円